

平成 21 年 6 月 20 日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18710224
 研究課題名（和文） 母子世帯を対象とする社会政策における労働とケア、家族と国家の関係についての研究
 研究課題名（英文） Analysis of Social policy for lone mother households in Japan: focusing on work, care, family relations and states
 研究代表者 田宮 遊子(TAMIYA YUKO)
 神戸学院大学・経済学部・准教授
 研究者番号：90411868

研究成果の概要：近年の母子世帯を対象とした社会政策の転換、すなわち、所得保障制度（主として児童扶養手当）の縮小と就労支援の拡充が母子世帯の生活に与える影響や政策効果を検討した。生活時間分析の結果、日本の母子世帯の母は顕著に仕事時間が長く、育児時間が短い仕事中心の生活となっており、育児時間を確保するための政策的支援の必要性が示唆された。また、就労支援策によって母子世帯の就労収入が増加し、児童扶養手当の給付を減少させる効果はみられなかった。さらに、長期時系列データから児童扶養手当受給者の増減要因を検討した結果、増加要因としては離婚件数の増加が主因であり、減少要因としては収入増加はわずかで、子の支給対象年齢到達、所得限度額の引き下げによる対象者の限定の影響が大きいことがわかった。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,700,000	0	1,700,000
2007年度	1,100,000	0	1,100,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	150,000	3,450,000

研究分野：社会政策

科研費の分科・細目：ジェンダー・ジェンダー

キーワード：母子世帯、所得保障、児童扶養手当、遺族年金、生活時間

1. 研究開始当初の背景

母子世帯は再び百万世帯を超えている。1956年の「全国母子世帯調査結果報告書」によれば、母子世帯数は115万世帯であった。2003年の同調査では123万世帯となり、およそ50年ぶりに百万世帯を超えた。この間、母子世帯の構成は大きく変わった。1956年調

査では母子世帯になった原因の85%は死別で、そのうち「戦傷病死」や「戦災死」が38%を占めていた。離婚はわずか8%であった。2003年調査では離婚が80%、死別は12%ならずと、離別による世帯が圧倒的多数となっている。死別、離婚のいずれであっても、男性稼得者を世帯から失うことによる貧困化は

共通して直面するリスクであるが、それへの所得保障制度による支援は異なる様相をみせてきた。死別母子世帯への所得保障である遺族年金が削減されることはこれまでなかったのとは対照的に、離婚や未婚の母子世帯への所得保障である児童扶養手当は 80 年代以降現在に至るまで、政策的に抑制されてきた。

くわえて近年、母子世帯を対象とした所得保障制度を縮小し、就労支援の拡充を重視した方向への転換が明確に打ち出されている。この政策転換が母子世帯の福祉の向上にとって望ましいものなのか否かを判断するには、日本の母子世帯の生活実態、および、これまでの制度改変の効果を検証することが不可欠である。以上の問題意識から本研究を実施するに至った。

2. 研究の目的

近年の母子世帯を対象とした社会政策の転換、すなわち、所得保障制度（主として児童扶養手当）の縮小と就労支援策の拡充が母子世帯の生活や労働に与える影響を検討し、そうした政策転換の妥当性を検討することを目的としている。

3. 研究の方法

- (1) 母子世帯を対象とした社会政策をめぐるとこれまでの先行研究をレビューする。
- (2) 戦後から現在に至るまでの母子世帯を対象とする所得保障制度の形成と転換の過程について、既存研究、各種行政資料、統計資料等、および、母子世帯の当事者団体や地方自治体の行政担当者への聞き取り調査から考察する。
- (3) 近年重視されるようになった就労支援について、既存研究、各種行政資料、統計資料等、および、地方自治体の行政担当者や母子世帯の当事者団体への聞き取り調査から考察する。
- (4) 母子世帯の仕事と育児の状況について、生活時間調査を用いて明らかにする。あわせて、生活時間の国際比較も行う。具体的に用いるデータは、総務省統計局「社会生活基本調査」の集計データ（各年版）、ヨーロッパ

諸国に関しては、Harmonised European Time Use Surveys (HETUS) の 10 カ国分の集計データ、アメリカについては、アメリカ労働統計局 (U.S. Bureau of Labor Statistics) による American Time Use Survey (ATUS) のうち 2003 年調査の個票データである。

- (5) 児童扶養手当と遺族年金の給付水準、給付実績の長期変化について、厚生労働省関連諸通知、児童扶養手当や公的年金に関する文献や、各種政府統計（厚生労働省『福祉行政報告例』（各年版）、社会保険庁『事業年報』（各年版））を用いて分析する。

4. 研究成果

(1)

母子世帯の所得保障制度として中心的役割をもつ児童扶養手当の制度変遷を検証した結果、手当額引き上げ、所得制限の緩和、対象児童の年齢引き上げという 3 つの政策手段の組み合わせにより、1979 年までに給付改善が進んだ。この時期の児童扶養手当の給付改善は、生別母子世帯への所得保障の重要性がとくに認識されていたというよりは、むしろ、死別母子世帯や寡婦に対する所得保障の充実に連動して、さらに、年金への社会の関心の高まりを背景とした福祉年金の政策的引き上げに相乗りした結果であったことが明らかになった。

1985 年以後は、手当額の段階支給や所得限度額の厳格化等の政策手段の組み合わせによって制度抑制が進められた。他方で遺族年金は、基礎年金の導入に伴い給付水準が引き上げられ、また、厚生年金側でも遺族年金の拡充が行われた。以上のように、1985 年に児童扶養手当、遺族年金それぞれに大きな制度変更があったが、両者のベクトルは正反対のものであった。前者は抑制のためのものであり、かつ、その後の抑制基調を決定付けたのに対し、後者は拡充のためのものであり、以後もその手厚さが維持されることとなった。

(2) 2003 年から実施されている就業支援策の実績を検討した結果、就業支援策の利用者や就職率は年々微増傾向にあるものの、母子世帯総数からすると、制度利用者、就職率等の規模は小さく、母子世帯全体の労働環境や勤労収入を底上げする支援とはなっていなかった。ただし、就業へのきめ細かい支援

が試みられている自治体もみられた。

(3)

日本の母子世帯の母の仕事と育児の時間配分を欧米諸国の場合と比較すると、日本の母子世帯の母は顕著に仕事時間が長い一方、育児時間が極めて短い仕事中心の生活となっていることがわかった。

日米の母子世帯の生活時間に関して、子どもの年齢、母の就業状況を調整しても、上記の傾向がみられた。すなわち、日本の母子世帯の母は、平日の仕事時間が家事時間と育児時間の合計をはるかに上回り、また、平日より土日の育児時間が長くなっていた。このような仕事と育児のバランスは、日米の夫婦世帯の妻とアメリカの母子世帯の母にもみられない特徴である。この時間配分の特徴は、日米の夫婦世帯の夫の時間配分に近いと言える。さらに、母子世帯の母は日米ともに夫婦世帯の妻と比べて、平日、土日とも育児時間が短く、仕事時間が長い。夫婦世帯の妻との差は日本がより大きく、母子世帯の母と夫婦世帯の妻の生活時間の配分が大きく異なっていた。

また、1986年と2001年の2時点で、母子世帯の母と夫婦世帯の妻の生活時間の変化についても分析した。その結果、夫婦世帯の妻と比べた母子世帯の母の仕事時間の長さや育児時間の短さは、1986年と2001年で共通の特徴であり、くわえて、2001年にかけて両者の差は拡大傾向にあることがわかった。母子世帯の母の長時間労働、短い育児時間からなる生活パターンは、近年よりその傾向が強まっているといえる。

生活時間分析の結果から得られた政策インプリケーションは、まず第1に、母子世帯の母の仕事時間を短縮し育児時間を確保すること、言い換えれば、母子世帯の母のワークライフバランスを確保するための政策的支援の必要性が示唆されたという点である。第2に、母子世帯の母のワークライフバランスを考慮する際に重要なことは、仕事時間を短縮したことによる減収を補填する所得保障を伴わせることである。就労率が高く、労働時間が長く、貧困率が高いという日本の母子世帯の特徴をふまえると、所得保障の存在は欠かせないであろう。

(4)

長期時系列データから児童扶養手当受給者の増減要因を検討した結果、増加要因としては、児童扶養手当を新規に受給をはじめた者の増加、つまり、離別による母子世帯の増

加によるものが主因となっている。支給停止者は制度改定後に増加することから、支給制限を強化した際に一時的に増加しているだけで、母子世帯の収入が上昇しているのではない。収入低下により再度支給開始になる者も少なく、児童扶養手当を受給し始めると支給対象の所得の範囲内で所得が変動していると考えられる。

一方、減少要因をみるために児童扶養手当からの「退出率」を求めて分析した。退出率とは、当年度の支給停止者、資格喪失者(理由別)数のそれぞれを、前年度末児童扶養手当受給者数で除したものである。この結果、子の支給対象年齢到達による資格喪失による要因が大きく、所得の上昇によるものはわずかであった。

ただし、1985年の2段階支給の導入、1998年の所得限度額の引き下げ、2002年の段階支給の導入と全部支給の対象者の限定化によって退出率が増大した。給付減額のみならず、上記のような所得限度額の引き下げによる給付抑制の影響は無視できない程度のものであったことが明らかになった。

また、2003年以降児童扶養手当削減の代替手段として取り組みが強調されている就労支援策であるが、児童扶養手当受給者に占める、利用者数、制度利用による就職者数の割合はともに極めて低かった。就労支援策が母子世帯の就労収入を増加させ、児童扶養手当の給付を減少させた効果はみられなかった。

他の所得保障制度と児童扶養手当との給付水準を比較した結果、現在の児童扶養手当の給付水準は低下していることがわかった。児童扶養手当の給付水準を遺族基礎年金と比較すると、1985年までの児童扶養手当は遺族基礎年金の70%水準を維持していたが、1986年以降は33~50%水準へと低下している。さらに、児童扶養手当の水準を生活保護基準を指標としてモデルケースから検討したところ、現在の水準は生活保護基準の6%から27%であった。生別母子世帯の母が手当を受給しながら短時間労働者の平均時給で働いた場合、ほぼフルタイムで働かなければ生活保護基準に達しないことがわかった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2件)

田宮遊子、「給付抑制期における児童扶養手当の分析」、『社会政策研究』第9号、94-114

頁 2009 年、査読有

田宮遊子、四方理人「母子世帯の仕事と育児生活時間の国際比較から」、『季刊社会保障研究』、第 43 巻第 3 号、219-231 頁、2007 年、査読無

〔学会発表〕(計 4 件)

田宮遊子、「現代日本における最低生活保障 - 母子世帯からのアプローチ -」、社会政策学会関西西部会第 71 回、2008 年 12 月 6 日、関西大学

田宮遊子、「児童扶養手当の制度変遷・給付水準・給付実績に関する分析」、社会政策学会第 117 回大会、2008 年 10 月 11 日、岩手大学

田宮遊子、「日本におけるシングルマザーの社会保障と労働をめぐる近年の動向」、日本社会教育学会第 55 回大会、2008 年 9 月 21 日、和歌山大学

田宮遊子、「母子世帯の母親を対象とした就業支援策の有効性」、社会政策学会第 113 回大会、2006 年 10 月 21 日、大分大学

6 . 研究組織

(1)研究代表者

田宮 遊子 (TAMIYA YUKO)
神戸学院大学・経済学部・准教授
研究者番号 : 90411868

(2)研究分担者

(3)連携研究者